

町民の声への回答

EV 車輛の急速充電設備利用の有料化等について

世界では、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で、2020 年以降の温暖化対策の新たな国際枠組み「パリ協定」が採択され、温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）など）の削減が求められています。

このようななか、国は、限りある化石燃料を消費し CO₂ を排出するガソリン車などに代わり、走行時に排出ガスが出ないことやエネルギー効率も高い電気自動車を推進することは、大気汚染対策や地球温暖化対策にその普及は不可欠であり、電気自動車への転換を図っていく必要があるとしています。

県内の電気自動車の普及率は低く（県内の EV 登録台数は平成 25 年 3 月時点で 334 台）普及したとはいえない状況です。また、充電設備は平成 27 年 12 月調査で 154 か所設置（急速充電・普通充電）うち有料は 56 か所です。なお地方公共団体が設置した施設は全施設無料となっています。

ご指摘のとおり利用者負担も今後検討しなければならないと思いますが、電気自動車を普及させるためには、現時点で有料化はまだ早いと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。